

経済法入門

泉水文雄

2018年12月発売/420頁/本体3700円+税
A5判/並製



編集担当者から 経済法の教科書として、充実した内容の入門書ができました。ほかの本を読んで、どういう場面でどの規制が及ぶのかイメージを持ちづらい、どうしても規制がされるのかまいちよくわからない、と感じている人にぜひ手にとってほしい本になっています。

一番の特徴は、【設例】を用い、実際の事件のうち不要な事実をそぎ落として理解に必要な内容に絞ることで、具体的なイメージをもって、要件の解釈や事実への当てはめが、どうなされるのかを学ぶことができる点にあります。また、ある経済法の規制がなぜ置かれているのかも丁寧に説明がされているため、その要件が解釈される理由についてもしっかり理解をすることができます。

本書は、法学教室で好評を博した連載を一冊にまとめたものですが、最新の法令、ガイドライン、審決・判決を織り込んで大幅に加筆修正を加え、相互リファレンスも充実させることで、入門から上級レベルまで到達できるようになっています。

薄い本ではありませんが、しっかり読み込むことで着実に経済法を理解できます。(ナ)

Point!

P 【設例】の掲載箇所を探しやすくしています。規制の適用される場面に注意して読んでみてください。

売所に農産物を供給する市場という2つの市場(二面市場)での競争が問題になる事案といえる。

IX 再販売価格の拘束

1 2条9項4号

2条9項4号は、再販売価格の拘束(一般に「再販」と呼ばれる)を定義する。すなわち、「自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること」「相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること」(同号イ)。「相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること」(同号ロ)である。

2 行為要件

(1) 2条9項4号イ・ロ

(B3) 【設例 B3】

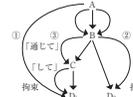
Figure 32 を見よう。A は、農産物の製造販売業者である。A は、除弊例として知名度の高い甲を一手に輸入し、一次卸売業者(B)に販売している。B は、甲を直接また二次卸売業者(C)を通じて、ホームセンター(D、D₂)に販売している。A は、甲の希望小売価格を設定し、希望小売価格を下回る価格で販売していると判明した場合、自らまたは取引先卸売業者を通じて、出荷停止を示唆し小売価格を引き上げるよう要請する年々により、D、D₂等に希望小売価格で販売するようさせている。具体例には、①AがD₁に対して小売価格を拘束し、②AがBをしてその取引先であるD₂に対して小売価格を拘束し、③AがBを通じてCをしてその取引先であるD₂に対して小売価格を拘束している。これらの行為により、ホームセンターのほとんどは、甲をAの希望小売価格またはこれを上回る小売価格で販売している。

2条9項4号イは取引先の価格の直接的な拘束。同号ロは取引先の価格の間

接的な拘束について規定している。イは、メーカーや卸売業者が、その直接の取引先(「商品を購入する相手方」(購入する相手方))である卸売業者や小売業者に対して、その再販売価格をいくにするか「拘束」することである。Figure 32の②を見よう。②は同号ロに該当する。すなわち、Aが直接の取引先であるB(「購入する相手方」)をしてその取引先であるD₂(再販売先)に「当該商品を購入する事業者(購入する事業者)」の販売価格を「拘束させる」ことである。

【設例 B3】のモデルとなった事案¹³³⁾では、どのような行為がなされたか排除措置命令に記載がないが、審判官解説¹³⁴⁾では①から③の拘束行為があったとされている。そして、①、②、③には現行法では2条9項4号のそれぞれイ、ロ、ロが適用されたとする。このうち、②が同号ロの行為要件をみたすことは、上記のように、明らかである。①、③はどうか。「購入する相手方」(同号イ)には、直接に購入する相手方のほか、間接的に購入する相手方も含まれるが、さらに「購入する事業者」(同号ロ)には間接的に購入者も含まれるかが問題になる。上記審判官解説が①はイに該当するというのは、「購入する相手方」には間接的に購入者も含まれると解するのである。さらに、審判官解説が③はロに該当するというのは、同様に「購入する相手方」には間接的に購入者も含まれるか「二次卸売業者CがD₂を拘束する」、「購入する事業者」には間接的に購入者も含まれると解する(一次卸売業者BがD₂を拘束する)のであろう。このような解釈によれば、直接の取引先(一次卸売業者)だけでなく二次卸売業者のような間接の取引先(購入する相手方)をして二次卸売業者の取引先(購入する事業者)を拘束する行為や、取引先をして取引先のさらにその先の購入者を拘束する行為も同号ロに含まれ、再々販、再々々販、再々々々販等の口の対象となることになる。2条9項4号が課徴金対象行為であることから過度の拡大解

Figure 32 【設例 B3】の3つの拘束行為



133) 公取経団連競争法手続18・5・22事決集53巻869頁(日産化学工業事件)。
134) 甲田寛・公益取引673号(2006年)68頁、72頁。

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。